

# 告訴状

令和6年8月9日

警視庁 [REDACTED] 警察署長 殿

[REDACTED]  
告訴人 [REDACTED]

〒153-0051 東京都目黒区上目黒三丁目25番8号

被 告 訴 人 田 中 剛

## 告 訴 の 趣 旨

被告訴人の以下の行為は、不同意性交等致傷罪（刑法181条第2項、177条1項、176条1項3号）に該当するため、被告訴人を厳罰に処することを求め、ここに告訴致します。

## 告 訴 事 実

### 第1 犯罪事実

1 被告訴人は、令和6年6月24日午後5時30分頃から、同日午後7時頃までの間、東京都千代田区大手町1-5-6大手町タワーの「アマン東京」35階の客室において、██████████（当時20歳）に対し、大麻等の禁止薬物を使用させたことにより、同意しない意思を全うすることが困難な状態にさせ、その状態に乗じて同人の膣に自らの指を挿入して性交した上、同人の右足をプラスチック製の靴べらで殴り、同人に右下肢皮下出血等及び心的外傷後ストレス障害の傷害を負わせたものである。

### 第2 本件の概要

#### 1 当事者

(1) 告訴人は、20歳の██████████であり、後述する被告訴人に対する性接待を行わされたものである。

(2) 被告訴人は、59歳の男性である。上場企業である株式会社レーサムの創業者で令和3年11月27日まで同社の取締役会長を務めていた（資料1、資料2）。

被告訴人は、スカウトを通じて、若い女性に声をかけ、パパ活と称した

性接待をさせている者である。その内容は、スカウトの説明によると、ホテルで一緒に過ごして1時間20万円。女性が複数いて、下着姿で被告訴人の目の前で女性同士触りあったりするが、被告訴人との性行為や乱暴はない。告訴人は薬物をやっているけど、女性はやらなくて良いというものである。

## 2 犯行に至る経緯

### (1) 告訴人がスカウトされたこと

告訴人は令和6年2月から3月頃、六本木の路上で上記スカウトに声をかけられてラインを交換した。

ライン交換をした日にスカウトが告訴人に対してパパ活やクラブ等の案件を紹介するラインを送った。その案件の中に、「1日200万円 パパ活」という内容のものがあり、これが被告訴人との上記案件であった。

告訴人は令和6年3月上旬～中旬頃、スカウトに直接会って話を聞いた。スカウトは告訴人に対して上記説明を行い、告訴人は案件を了承した。

### (2) 告訴人と被告訴人の初対面

3月17日の午後11時頃、スカウトが告訴人に上記案件でホテルに行くよう指示をした。

告訴人がホテルに着くと被告訴人と下着姿の若い女性がいた。被告訴人は告訴人に対して下着になるよう指示をし、告訴人はその指示に従った。告訴人が下着姿になるや否や、女性が告訴人の胸や性器を触るふりをした。

被告訴人は告訴人たちを見ながら薬物を摂取していた。そのとき、告訴人は薬物が数種類あることはわかったが、臭いがすごかった大麻以外は何の薬物なのかはわからなかつた。

告訴人と女性とが絡んでいるとき、被告訴人は告訴人に対して大麻を無

理やり口に咥えさせた。告訴人は薬物はやらなくていいと聞いていたにもかかわらず、無理やり口に咥えさせられたため、非常に苦痛であった。

告訴人がホテルに着いてから15時間ほど経ったところで、告訴人と女性は帰宅した。そのとき、告訴人としては変なことを要求する男性だとは思ったが、穏やかな人で怖い印象はなかった。

その後、3週間ほど経過してから、スカウトが告訴人に対して15時間分300万円を手渡して支払った。

### (3) その後の被告訴人からの呼び出し

4月～5月にかけて、スカウトから告訴人に対して同様の呼び出しが2回あった。告訴人は、大麻を無理やり吸わされる可能性があるので躊躇つたが、あまりに大金を渡されるため、呼び出しに応じることにした。

2回目も3回目も、1回目とほとんど同じ内容であった。一緒にいる女性は複数人入れ替わり立ち替わりで、告訴人を含めて3人以上同席することもあった。告訴人は、同席している女性から話を聞き、被告訴人の名前が「田中剛」であること、株式会社レーサムという不動産会社の創業者であることが判明した。

また、2回目若しくは3回目の被告訴人の発言により、被告訴人が使用している薬物が、大麻、コカイン、覚せい剤であることが判明した。

3回目の際は、告訴人は酒も飲まれ、大麻以外の薬物も無理やり吸引させられ、意識がやや朦朧としていた。告訴人は3回目の終盤あたりで告訴人に対して女性と絡むよう指示をした。その際、突然被告訴人が告訴人の膣に男性器を模したおもちゃを挿入した。告訴人は痛いと言って抗議したが、被告訴人は無視したため、告訴人が自分でおもちゃを膣から外した。スカウトは被告訴人との性行為はないと言っていたにもかかわらず、突然膣におもちゃを挿入されて告訴人は非常に苦痛であった。告訴人はその場

はやり過ごして帰宅したが、スカウトに対して苦痛を訴えた。

#### (4) 本件犯行の犯行状況

そして、6月24日の夕方頃にスカウトから再び告訴人に対して連絡があった。告訴人は、前回おもちゃを膣に挿入されたことがとても苦痛だったので躊躇したが、スカウトに対して苦痛は訴えたため、今度はそういうことはないだろうと思い、行くことにした。

告訴人は、同棲している交際相手に仕事に行くと言い、犯行現場のホテルであるアマン東京まで送迎された。指定された部屋に到着した際、被告訴人と若い女性一人がいた。被告訴人はいつもと様子が違い、薬物でかなり意識が朦朧としている印象であった。また、女性の方もかなり薬物を使用しているようで、同じく意識が朦朧としている様子であった。

告訴人は、過去3回と違い、被告訴人が部屋に到着するや否や、全裸になるように命令した。告訴人は、被告訴人の様子が違うため不安になったが、逃げることもできないので命令に従った。女性が告訴人の胸や性器を実際に触り、薬物を混入したクリームを告訴人の体に塗った。いつもは基本的に見ている告訴人も入ってきて、自分の手に薬物が混入されたクリームをつけて、告訴人の体をまさぐるように触ってきた。

また、被告訴人は告訴人に対して無理やり薬物を吸入させた。具体的には、大麻の棒を告訴人に無理やり咥えさせたり、ストローを無理やり咥えさせて薬物を炙った煙を吸引させたりしたものである。告訴人は多量の薬物を摂取させられ、意識が朦朧とした。

被告訴人は、告訴人に対して、ベッドで仰向けになり、内股で足を少し広げ、腕を腰の下にして腰を少し突き上げるように指示した。告訴人は何をされるかわからなかったが、被告訴人の様子がいつもと違って怖かったため、命令に従った。すると、突然被告訴人は、告訴人の膣に指を挿入し

て性交した。しかも、被告訴人の指には薬物を混ぜたクリームが多量に付着している感触もあった。告訴人は突然のことに驚いて抗議したが、被告訴人は薬物で意識が朦朧としていて全然聞き入れられなかつた。告訴人は体を捻じったりして避けようとしたが、そのまま指は挿入されていた。

その後、一段落して休憩している際、同席の女性が何度もルームサービスを呼び、ホテル従業員が複数回部屋に入りした。被告訴人はその状況を受けて徐々に不機嫌になる様子であった。告訴人は、恐怖で交際相手に助けを求めたところ、すぐに向かうとの連絡があり、助けが来るまでは被告訴人を怒らせないように待機することにした（資料3）。

食事を注文することになり、被告訴人が告訴人に対して蕎麦が食べたいと言ってきた。告訴人が確認すると返事してメニューを確認したが、蕎麦はなかつた。そこで、被告訴人に蕎麦がないと答えると、被告訴人は突然激高し、「さっきお前あると言ったじゃないか！」と怒鳴つた。被告訴人は、告訴人の右足をホテル備品であるプラスチック製の靴べらで複数回殴打し、40分程怒鳴り散らした。また、告訴人の頭を掴んで「蕎麦がない！」等と怒鳴りながら頭を強く揺さぶつた。支離滅裂に怒鳴り、殴ってくる被告訴人に対して、告訴人は強い恐怖を感じた。

しばらくして被告訴人は少し落ち着いて様子になり、告訴人に対して同席の女性と絡むように命令した。告訴人は、殴られ怒鳴られたこと、被告訴人がいつもと様子が違うこと、先ほど膣に指を挿入されたこと等から、指示に従いたくはなかつたが、被告訴人の様子が怖かったので、仕方なく従つた。告訴人が女性と絡んでいると被告訴人は告訴人に近づき、被告訴人は告訴人に対して体勢を変えるように指示し、告訴人は従つたが、被告訴人は「そうじゃない！」と言って再度告訴人の右足を殴つた。告訴人は被告訴人に何度も靴べらで足を殴られた結果、痣ができた（資料4）。

被告訴人は、告訴人を再度殴つた後は、それ以上告訴人に対して、女性

や被告訴人と絡むよう指示はしなかった。帰る雰囲気になつたので告訴人は急いで服を着た。交際相手が助けに来て、部屋の前にいるという連絡があつたため、告訴人は、部屋のドアを開けて交際相手に助けを求めた。

交際相手は、告訴人から薬物を使用していると聞いていたため、薬物使用の証拠を残すため、録画をしながら部屋に突入した（資料5）。

#### （5）犯行後の状況

その後、告訴人は家に帰宅したが、体の不調と恐怖で1週間ほど寝込むことになった。

告訴人は、7月に入ってから、少しずつ日常生活を送るようになってきたが、殴られた場面や怒鳴られた場面、無理やり指を膣に挿入された場面や薬物を強要された場面が日々フラッシュバックする。なかなか眠れず、眠れたとしても被告訴人に襲われるような悪夢を見ることが多くなり、叫びながら目を覚ましたりもする。

7月22日に、告訴人が精神科に通院したところ、6月24日に被告訴人から振るわれた暴力等が原因の心的外傷後ストレス障害（P T S D）と診断された（資料6）。

### 3 結語

（1）以上の通り、被告訴人の行為は、告訴人に対して、大麻の棒を無理やり咥えさせたり、ストローを無理やり咥えさせて薬物を炙った煙を吸引させたり、薬物を混入したクリームを体中に塗ったりすることで多量の薬物を摂取させ、同意しない意思を全うすることが困難な状態にさせ、その状態に乗じて、告訴人の膣に自らの指を挿入して性交を遂げたものであり、不同意性交罪が成立する。

そして、被告訴人は不同意性交に着手した状態で、プラスチック製の靴

ベラで告訴人の右足を複数回殴打するなどして、右足に痣を負わせ、心的外傷後ストレス障害の傷害を負わせたものであるから、不同意性交致傷罪が成立する。

(2) そもそも被告訴人の一連の行為は、まだ若くて思慮の浅い女性に声をかけ、大金を盾にして性的接待をさせたうえで、薬物の使用を強要するものであり、許されるべき行為ではない。

さらに、告訴人に対しては暴力を振るい、怪我と P T S D という肉体的・精神的に多大なる苦痛を与えたものであるから、より許されるものではない。

(3) 告訴人の痣は 3 週間程消えなかつたのであり、被告訴人による傷害の程度は非常に強い。また、告訴人は今回の件を思い出すだけで、恐怖や悲しみ、怒りで精神的に不安定になり体調が悪くなり、夜も中々眠れない。眠れたとしても被告訴人が夢に出てきて目が覚めてしまう。

このように、告訴人は甚大な肉体的・精神的苦痛を被っているが、一方で被告訴人には反省の態度が全く看取できないことから、告訴人は、被告訴人が厳罰に処されるべきとの想いに至っており、被告訴人の刑事処罰を強く希望している。

そこで、告訴人は、厳重な検査のうえ、被告訴人を厳罰にしていただきたく、ここに告訴する。

以上

## 立 証 方 法

- 1 被告訴人の経歴に関する記事
- 2 商業登記情報
- 3 ライン履歴のスクリーンショット画面
- 4 告訴人の痣の写真
- 5 告訴人の交際相手が部屋に突入した際の動画
- 6 診断書
- 7 陳述書（告訴人）
- 8 陳述書（告訴人の交際相手）